

## 生計困難者等に対する相談支援事業 社会資源開発事業実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、「生計困難者等に対する相談支援事業」(以下「えんくるり事業」という。)実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第2号に定める社会資源開発事業に関して必要な事項を定める。

### (事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、えんくるり事業社会資源開発事業(以下「えんくるり開発事業」という。)とする。

### (法人・施設連絡会の開催)

第3条 原則として、市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)が中心となり、参加法人が参画する「法人・施設連絡会」を開催し、市町村域等の地域の課題や社会資源について情報共有するとともに、地域に求められる取組み、サービスの開発又は改善を検討する。

### (事業内容)

第4条 えんくるり開発事業は、「法人・施設連絡会」等で企画された事業(以下「企画事業」という。)とする。

2 企画事業の実施に当たっては、要綱第6条第1項第1号に規定する総合相談・支援機能強化事業と連携し、効果的に取り組むものとする。

3 企画事業の実施に関わる費用の支援については、えんくるり運営委員会において予算の範囲内で別途定めることとする。

### (計画化)

第5条 えんくるり開発事業及び企画事業は、原則、市町村社協が中心となって策定される地域福祉活動計画に位置づけるものとする。

### (事業評価)

第6条 えんくるり開発事業及び企画事業は、当該域の法人・施設連絡会において、事業の効果・有用性を評価し、改善、継続等の検討を行う。

### (政策提言)

第7条 県社協及び参加法人は企画事業の成果・効果を行政等への政策提言等に活用する。

(個人情報保護)

第8条 えんくるり開発事業及び企画事業において参加法人及び役職員及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

第9条 えんくるり開発事業及び企画事業の実施に当たり、この要領に定めるものの他は、えんくるり運営委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年11月21日から施行する。

この要領は、令和4年5月18日から施行する。